

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年3月9日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ホームプラザナフコ高月店 長浜市高月町柏原字南李 503-1
- 2 提出された意見の概要
長浜市からの意見
 - (1) 計画地は、市道及び法定外公共物（水路）に接しているため、出入口の設置に必要な許可申請をしてください。
 - (2) 都市計画法に基づく適合性について、市と事前に協議してください。
 - (3) 長浜市中高層建築物に関する指導要綱の適用を受けますので、市と事前に協議してください。
 - (4) 店舗新築工事にあたっては、長浜市景観まちづくり計画に定める景観形成基準に配慮するとともに、長浜市景観条例に基づく届出をしてください。
 - (5) 広告物の設置については、滋賀県屋外広告物条例に基づき許可申請をしてください。なお、平成24年4月1日以降の申請については、長浜市屋外広告物条例に基づきます。
 - (6) 立地地域は、環境基準B類型、指定区域第二種区域です。本届出にかかる騒音予測値は、この基準を満たすものですが、今後騒音規制法に基づく特定施設を設置される場合は、第二種区域の規制値が適用されますので、ご留意ください。なお、本届出上では、環境基準C類型、指定区域第三種区域で評価されています。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県湖北環境・総合事務所総務課 長浜市平方町1152-2
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成24年3月9日から平成24年4月9日まで